

Distribution Agreement
(販売店契約) ⑧

G B C (ジービック) 大貫研究所 代表
関西国際取引争訟研究会 会長



大貫 雅晴

販売店契約は基本契約(Basic Agreement)であり、それに基づき売主と買主との間で契約製品の個別売買契約 (Individual Sales Contract) が交わされる。

[I] 個別売買契約の成立

販売店契約に基づく売主と販売店との間の契約製品の売買は、個別売買契約が交わされる。個別売買契約は、申込と承諾により契約が成立する。その方法は、メールが利用される。販売店契約に個別売買契約の製品、価格、決済、引渡し条件等、主要条件を規定していれば、個別売買での交渉は、メールに記載される条件の、商品品目、単価、数量、引渡日に絞って販売店が発注して、売主がその注文をメールで承諾することで契約が成立する。

その場合、発注、承諾において、注文書 (Purchase Order/Order Sheet) フォームを利用する場合、又、契約書 (Sales Contract /Purchase Contract) フォームを利用する場合がある。

1) メール利用の個別売買契約の成立

販売店契約書に個別売買の主要条件が規定されている場合、個別売買契約では製品、単価、数量、引渡し条件等簡単な内容にして、メールの交換により個別売買契約交渉が行われる。販売店の注文に対して売主の承諾を条件とする英文規定例を以下に示す。

“Distributor shall place orders for the Products with Seller setting forth the quantity and type of the Products, delivery instructions, etc. by e-mail. Seller shall notify by e-mail Distributor of its acceptance or rejection of such purchase order by Distributor and in the event of rejection, with the reason therefor.

2) 販売店の注文書フォームを利用する場合
基本契約で個別売買契約条件の詳細規定を

設けて、個別売買では、販売店が注文書フォーム (Purchase Order Form/Order Sheet) を利用して売主に発注し、その注文に対して売主が書面で承諾または拒絶の通知を行う方法がとられる場合がある。

以下に英文例を示す。(英文条項例) メール利用(附表Aに示す注文書フォーム使用)
“Distributor shall place orders for the Products with Seller by e-mail using the Purchase Order Form as shown in the Schedule A setting forth the quantity and type of the Products,delivery instructions and package instructions, etc. Any purchase order by Buyer shall be subject to acceptance in writing by Seller. Seller shall notify Distributor of its acceptance or rejection of such purchase order, and in the event of rejection, the reason therefor.”

3) 売主の契約書フォームを利用する場合

販売店の注文に対して、承諾及び契約の成立の確認として、売主の発行する印刷書式の契約書フォーム (Sales Confirmation/Sales Note) で承諾の通知を行う方法がとられる場合がある。

以下に英文例を示す。(英文条項例) 売主の印刷書式 (Sales Confirmation) の利用
“Each individual sales contract between Seller and Distributor shall be subject to this Agreement and such individual sales contract shall be made and confirmed by “Sales Confirmation” issued by Seller which form is attached as exhibit A to this Agreement.”

[II] 個別契約の契約条件、印刷定型条項と基本契約の条件の優先順位

基本契約では、個別売買契約の成立方式、個別売買契約の主要な条件の基本合意事項が記載される。個別売買契約において、注文書フォーム、契約書フォームを使用する場合、

Distribution Agreement
(販売店契約) ⑧

GBC (ジービック) 大貫研究所 代表
関西国際取引争訟研究会 会長

大貫 雅晴

そのフォームの裏面に一般条項や紛争解決条項等の定型条項が印刷されている場合がある。そのようなケースの場合、基本契約の条件とフォーム裏面の印刷された定型条項との間に齟齬、相違がある場合に、どちらの条件が優先するのかで解釈上の争いが発生する恐れがある。そのようなトラブルを避けるために、各条件の解釈上の優先順位が規定される。

各種条件の解釈上の優先順位を規定した英文例を、以下に示す。

“In the event of conflict between the terms and conditions of this Agreement, the material terms described for on the Face of the Form, and the general terms and conditions on the back side of the Form on the each individual contract, the terms and conditions shall prevail over the others in the following order to the extent of any conflict between them:

- 1) Material conditions on the face of the Form of each individual contract,
- 2) Terms and conditions of this Agreement,
- 3) Printed general terms and conditions on the back side of the Form.”

[III] 販売店の注文に対する売主の受諾義務

販売店契約に基づく販売店との継続的、長期取引関係において、売主は販売店に対する一定の製品供給義務がある。しかし、販売店の注文に対して、製品の生産が追いつかない場合、また、製品の一部モデルチェンジ、改良、また、生産を中止することがある。そのような場合、売主は販売店の注文を受諾できない状況にあり、販売店の注文に対する売主の受諾義務が問題となることがある。そのような状況を想定して、予め契約書に対応規定を予防的に設けておくことが望まれる。

1) 販売店の注文の予測

売主の生産計画に対応させるために、販売店に定期的に発注数量の予測を報告させる、

注文予測 (Order Forecast) の規定を設けることが考えられる。

以下に注文予測の英文例を示す。

“Distributor shall provide Seller quarterly of each year with a proposal of the forecast of its anticipated quantities for the Products for the next quarter until the end of each quarter period. Such forecast shall not be binding on the parties.

2) 販売店の注文に対する製品供給努力義務

販売店の注文数量が合理的な範囲であることを条件に、販売店の注文に対して、売主の受諾義務としないで、供給努力義務に止める規定が設けることも考えられる。

以下に売主の供給努力義務規定の英文例を示す。

“The Seller shall use reasonable efforts to supply the Products in accordance with the orders for their reasonable quantities by the Distributor.”

3) 製品のモデルチェンジ、生産中止による契約製品加除の権利規定

販売店契約は長期、継続的契約であり、契約期間中に、製品の生産中止、モデルチェンジにより契約製品が供給できない事情が発生することがあり、その様な事情に対応する規定が必要な場合もある。その対応規定としては、売主が販売店への通知によって契約製品の加除ができるの規定が考えられる。

以下に契約製品モデルチェンジ、生産中止による製品加除の英文規定例を示す。

“The Seller may discontinue production and/or sale of the Products or change their model and/or specifications, and shall not be liable for such discontinuance and/or change. In such case, Seller may delete any item of the Products from the list of the Products, with at least 30 days prior written notice to Distributor.”